

京都市告示第 58 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 令和 5 年 4 月 1 2 日 午後 3 時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
水垂上桂線	伏見区淀大下津町 1 番地の 1 地先から	旧	メートル 1480.50	メートル 5.50 ~ 9.50
	同区淀樋爪町 634 番地の 1 地先まで	新	1498.80	31.00 ~ 54.00

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 令和 5 年 4 月 1 2 日 午後 3 時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
淀 2 号線	伏見区淀樋爪町 441 番地の 1 地先内	旧	メートル 60.50	メートル 6.00 ~ 6.90
		新	15.00	6.00 ~ 6.90
淀 3 号線	伏見区淀水垂町 330 番地の 59 地先内	旧	130.80	21.20 ~ 24.00
		新	37.60	17.50 ~ 24.00
淀 146 号線	伏見区淀大下津町 374 番地地先から	旧	928.00	5.90 ~ 14.00
	同区淀水垂町 780 番地の 2 地先まで	新	824.90	34.00 ~ 56.00

淀146号線	伏見区淀大下津町4番地の5地先から 同区淀水垂町780番地の2地先まで	旧	115.00	15.00
		新	20.00	18.00
淀229号線	伏見区淀水垂町330番地の2地先内	旧	78.10	6.50 ~16.20
		新	30.10	10.00 ~17.50
淀230号線	伏見区淀水垂町369番地の1地先から 同町330番地の2地先まで	旧	74.80	5.00 ~14.80
		新	32.40	6.00 ~11.60
淀232号線	伏見区淀水垂町119番地の1地先内	旧	57.70	7.02 ~23.95
		新	7.00	23.08 ~23.95

(建設局土木管理部道路明示課)